

## 令和5年横瀬町農業委員会第1回総会議事録

1. 開催日時 令和5年2月24日（金）午前10時から11時 5分

2. 開催場所 横瀬町役場

3. 出席委員（10人）

会長	5番	富田哲夫
会長職務代理者	2番	浅見明仕
農業委員	1番	武藤量司
	3番	八木原智宏
	6番	小泉茂樹
	7番	町田幸広
	8番	村越聡
	9番	平沼邦夫
農地利用最適化推進委員	第1	平沼良一
	第2	関口孝夫

4. 欠席委員（3人）

	4番	若林想一郎
	10番	千島孝夫
	第3	石黒夢積

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会期の決定

第3 議案第1号 横瀬町農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」に関する件

第4 議案第2号 農地法第2条第1項に規定する「農地」に該当するか否かの判断に関する件

第5 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に関する件

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	町田勝一
書記	小俣敏孝
	長嶋昭浩

## 7. 会議の概要

議長 それでは、始めたいと思います。皆さん、お忙しい中お集まりいただきまして、ありがとうございます。

それでは、本日の農業委員会を開催したいと思います。

本日は、4番、若林想一郎委員、10番、千島孝夫委員から欠席の旨通告がありましたので、ご報告を申し上げます。

本日の出席委員は8名でございます。会議規則第6条の規定による定足数に達しておりますので、ただいまから令和5年第1回農業委員会を開会いたします。

なお、石黒夢積農地利用最適化推進委員からも欠席の旨通告がございましたので、ご報告を申し上げます。

日程第1、議事録署名委員の指名についてを議題といたします。

会議規則第14条第2項に規定する議事録署名委員ですが、慣例により議長よりご指名を申し上げたいと思いますが、ご異議はございませんか。

〔「異議なし」〕

議長 異議なしと認めます。

よって、議長よりご指名を申し上げます。

6番、小泉茂樹委員、7番、町田幸広委員のご両名にお願い申し上げます。

日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

本日の議事は、議案第1号 横瀬町農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」に関する件、議案第2号 農地法第2条第1項に規定する「農地」に該当するか否かの判断に関する件、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に関する件でございます。

会期は本日1日間にしたいと思いますが、ご異議はございませんか。

〔「異議なし」〕

議長 異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間と決定いたしました。

続きまして、日程第3、議案第1号 横瀬町農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」に関する件を議題といたします。

議案第1号について事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第1号 横瀬町農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」について説明をいたします。

この指針は、平成30年5月25日に既に策定されておりまして、今回は、令和5年4月1日施行の改正農業委員会法の内容を踏まえた指針に見直す必要があることから、文言の一部修正や目標値等の内容を変更するものでございます。

お手元にあります資料を御覧ください。この指針は、横瀬町における農地利用に係る将来ビジョンを描くもので、第1では、その基本的な考え方を、第2では、遊休農地の発生防止・解消、担い手への農地利用の集積・集約化、新規参入の促進についてを、第3では、地域計画の目標を達成するための役割について、具体的な目標、推進方法及び評価方法について記載しております。

また、この指針につきましては、議決していただいた後には、農業委員会等に関する法律第7条第4項及び第37条の規定により、インターネットによる町のホームページ等において、これを公表することにいたします。

以上で事務局からの説明を終わります。

議長 事務局の説明を終了します。

続きまして、農地利用最適化推進委員に意見を伺います。農業委員会等に関する法律第7条第3項の規定により、この指針を定め、または変更しようとするときは、農地利用最適化推進委員の意見を聞かなければならないと規定されておりますので、この指針について意見がある推進委員はお願い申し上げます。

それでは、平沼推進委員、お願いいたします。

平沼推進委員 農地利用最適化推進委員の平沼です。横瀬町農業委員会「農地等の利用の最適化推進に関する指針」について、推進委員を代表して意見を述べさせていただきます。

ここに書かれている内容のとおり、特に問題はないと思われます。私も推進委員として、この目標が達成できるよう、鋭意に活動していきたいと存じます。

以上です。

議長 ありがとうございます。

ほかに推進委員からご意見はございますか。

〔「なし」〕

議長 暫時休憩をいたします。

休 憩 午前10時08分

再 開 午前10時22分

議長 では、議事に戻ります。  
ほかに何かご意見がありますか。

〔なし〕

議長 意見なしと認めます。  
質疑を省略しまして、採決に移りたいと思います。  
お諮りいたします。上程中の議案第1号につきまして、賛成の方は挙手をお願い申し上げます。

〔挙手全員〕

議長 ありがとうございます。全員賛成です。  
よって、議案第1号 横瀬町農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」につきましては、承認をされました。

続きまして、日程第4、議案第2号 農地法第2条第1項に規定する「農地」に該当するか否かの判断に関する件を議題といたします。

議案第2号につきまして、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第2号 農地法第2条第1項に規定する「農地」に該当するか否かの判断に関する件につきまして説明をいたします。

令和5年2月1日付で、横瀬町より農地法第2条第1項に規定する「農地」に該当するか否かの判断依頼が農業委員会会長宛てにございました。この通知に基づき、今回議案書にあります9筆、5,980平方メートルの農地について、農地に該当するか否かを審議していただくものでございます。

4ページ目を御覧ください。案内図1で大字横瀬の場所について説明いたします。申出地の場所は、この地図の下方にあります赤色で示した場所になります。具体的な場所ですが、横瀬駅の南東、約350メートルのところが申出地になります。

次に、5ページ目を御覧ください。案内図2で大字芦ヶ久保の場所について説明いたします。申出地の場所は、この地図の右側にあります赤色で示した場所になります。具体的な場所ですが、芦ヶ久保20区大畑浄水場の西、北及び東、半径約250メートルのところが申出地になります。

この農地は、既に山林化しており、各所有者にも意思確認を行っておりますが、担当推進委員と担当補助委員が現地確認を行い、農業委員会において農地法第2条第1項の判断基準等により、農地に該当するか否かを判断していただくものです。判断基準は、その土地が森林の様相を呈してい

るなど、農地に復元するための物理的整備が著しく困難な場合またはこの土地の周囲の状況から見て、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと認められる場合には、農地に該当しないものと判断されます。

以上で事務局からの説明を終わります。

議長 事務局の説明を終了します。

続いて、担当委員の説明に移りますが、まず大字横瀬地区内からお願いします。

担当委員の関口推進委員、お願いいたします。

関口推進委員 農地利用最適化推進委員の関口です。お世話になっております。上程されました議案第2号 農地法第2条第1項に規定する「農地」に該当するか否かの判断に関する件について所見を申し上げます。

2月20日午後3時頃、補助委員の八木原農業委員と現地確認を行いました。場所は、横瀬駅から芦ヶ久保方面に約350メートル位進んだ駅の南側、武甲山側の線路沿いの農地になります。資料に写真の写しもありますけれども、周囲は既に山林化しておりまして、ほとんど日の当たらないような場所でございます。農地への復元も非常に難しいと思われまますので、皆様のご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

以上です。

議長 ありがとうございます。

続きまして、補助委員の説明に移ります。

補助委員の3番、八木原委員、お願いします。

八木原委員 上程されました議案第2号について所見を申し上げます。

2月20日午後3時頃、関口推進委員と現地確認を行いました。申出地は、山に囲まれた地形にあり、以前は水稻も行われていたとのことですが、農地へ行くのにも大変な場所ですし、今後農地として維持管理していくのも非常に難しいと思います。また、既に山林化しており、今後農地として復元することは非常に難しいと考えますので、皆様のご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長 ありがとうございます。

続きまして、大字芦ヶ久保地内の説明をお願いしたいと思います。

なお、本日担当委員が欠席しておりますので、補助委員の8番、村越委員の説明をお願いいたします。

村越委員 芦ヶ久保地区補助委員の村越です。上程されました議案第2号 農地法第2条第1項に規定する「農地」に該当するか否かの判断に関する件について所見を申し上げます。

2月17日午後1時半頃、武藤農業委員及び事務局と現地確認を行いました。場所は、芦ヶ久保20区大畑浄水場付近3か所になりますが、現地へは国道から急な山道を歩いて上っていくしか方法がない山の中に存在する農地であります。以前は、お茶やプラムの栽培が行われていたとのことですが、今後農地として継続していくことは非常に困難と考えます。このような場所であることから、皆様のご審議のほどよろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。

続きまして、補助委員の1番、武藤委員にも現地を確認していただいておりますので、武藤委員の説明をお願いいたします。

武藤委員 村越委員さんが説明されたとおりですが、2月17日午後1時半頃、村越農業委員さんと事務局とで現地確認いたしました。ここは、国道299号の今言われた大畑浄水場の近所になります。私は、40年以上前なのですけれども、当時、横瀬では茶園共進会というのをやっております、3軒ばかり本当にきれいな茶園の圃場があって、何度か行っておりましたけれども、40年たちまして現況を確認したところ、こんなにも荒廃してしまうのだということを改めて感じました。とにかく今言われたように、国道から本当に急傾斜地で、40度近くあるというか、立っているのも怖いぐらいな場所なのですけれども、当時よく機械も何も上がらないようなところであんなきれいな茶園ができていたのだなということを改めて思い起こしましたけれども、そんな状況ですので、今わずかにお茶の木が何本かとプラムの枯れた木が残っているような状況ですので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議長 ありがとうございます。

以上で担当委員の所見を終了いたします。

続きまして、質疑に移ります。質疑のある方はお願ひいたします。

質疑なしでよろしいですか。

〔なし〕

議長 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。上程中の議案第2号 農地法第2条第1項に規定する「農地」に該当するか否かの判断に関する件につきまして、現況調査を

行った担当委員より報告がありました。

当該農地につきましては、既に森林の様相を呈しているなど、農地として復元するための物理的な条件整備が著しく困難であると判断をし、農地には該当しないことに賛成の方は挙手をもってお願いします。

〔挙手全員〕

議長 ありがとうございます。全員賛成です。

よって、議案第2号の農地については、農地に該当しないことに決定をいたしました。

続きまして、日程第5、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に関する件につきましてを議題といたします。

まずは、議案第3号番号1について、事務局からの説明をお願いします。

事務局 議案第3号番号1について説明いたします。

議案第3号番号1の農地の地番は、議案書の地番の欄にあります7筆です。台帳地目、現況地目ともに畑で、計画面積は5,696平方メートルとなります。

申請地の場所ですが、8ページ目、9ページ目にごございます案内図3及び案内図4の中で図示した場所となります。案内図3で番号①、案内図4で番号②から⑦の場所を示しておりますが、いずれも宇根地区になりますので、案内図上でご確認をいただきたいと思っております。なお、案内図に記載した①から⑦までの番号は、議案書の備考欄に記載した番号と対応しておりますので、ご確認をお願いいたします。

議案書に戻りまして、申請人について説明をいたします。譲受人は、横瀬町の観光産業振興のために活動しております一般社団法人でございます。

なお、譲渡人については、所有者、相続権者含め7名いらっしゃいますけれども、後ほど筆ごとに説明をいたします。

申請理由は、案内図番号①は、シバザクラ開花時期の臨時駐車場への案内所及び臨時駐車場として、案内図番号②から⑦は、シバザクラ開花時期の臨時駐車場として利用するためでございます。農地の一時転用をしたいとの申請でございます。権利の種類は、7筆全て賃借権の設定となっております。

続きまして、筆ごとにご説明いたします。案内図番号①の農地は、台帳地目、現況地目ともに畑となっており、面積は1,697平方メートルのうち、392平方メートルの申請です。譲渡人は、町内在住の方1名でございます。

案内図番号②の農地は、台帳地目、現況地目ともに畑となっており、面積は1,798平方メートルです。譲渡人は、町内在住の方1名です。

案内図番号③、④、⑤の農地は、3筆とも台帳地目、現況地目ともに畑となっており、面積は3筆合わせて1,801平方メートルです。譲渡人は、町内在住の方と秩父市在住の方の2名となっております。

案内図番号⑥と⑦の農地は、2筆とも台帳地目、現況地目ともに畑となっており、面積は2筆合わせて1,705平方メートルです。譲渡人は、神奈川県横浜市、埼玉県川越市及び東京都武蔵野市に在住する3名でございます。

今回一時転用申請した農地5,696平方メートルと農地以外の臨時駐車場を含めた全体の計画面積は1万3,868平方メートルとなっております。

農地の区分についてですが、案内図番号①の農地は、300メートル以内に、駅、市町村役場、インターチェンジ等の施設がある農地であることから、第3種農地と判断されます。そのほかの案内図番号②から⑦の農地につきましては、申請地が中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断されません。

以上で事務局からの説明を終わります。

議長 事務局の説明を終了します。

続きまして、担当委員の説明に移ります。

担当委員の関口委員、お願いします。

関口推進委員 農地利用最適化推進委員の関口です。お世話になっております。上程されました議案第3号番号1 農地法第5条の規定による許可申請について所見を申し上げます。

申請書並びに添付書類を精査し、2月20日午後3時頃、補助委員の八木原農業委員と現地確認を行いました。先ほど事務局から説明がありましたとおり、秩父地域恒例の事業でありますシバザクラまつりの臨時駐車場としての一時転用申請であります。シバザクラの開花時期には多くの観光客が秩父地域を訪れることから、交通渋滞対策として、農地地権者7名から7筆の農地を借り入れ、7か所に臨時駐車場を設けて、約2か月間で開設するものであります。毎年のごとでありますので、周辺農地への影響は少ないと考えられます。委員皆様のご審議のほど、よろしく申し上げます。

以上です。



議長 ありがとうございます。

続きますして、補助委員の説明に移ります。

補助委員の3番、八木原委員、お願いします。

八木原委員 補助委員の八木原です。上程されました議案第3号番号1について所見を申し上げます。

2月20日午後3時頃、関口推進委員と現地確認を行いました。この申請は、毎年実施しておりますシバザクラまつりの交通渋滞緩和対策として行われている案内所及び臨時駐車場としての一時転用であります。このようなことから、特段問題はなく、周辺農地に及ぼす影響も少ないと思われま

すので、皆様のご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長 ありがとうございます。

以上で担当委員の所見を終了します。

暫時休憩を取ります。

休 憩 午前10時40分

再 開 午前10時47分

議長 それでは、議事に戻ります。

質疑に移ります。質疑のある方は挙手を求めます。

〔「なし」〕

議長 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。上程中の議案第3号番号1につきましては、許可相当とすることに賛成の方は挙手をもってお願いいたします。

〔挙手全員〕

議長 ありがとうございます。全員賛成です。

よって、議案第3号番号1 農地法第5条の規定による許可申請に関する件につきましては、許可相当の意見を付して県知事宛てに進達することに決定いたしました。

続きますして、議案第3号番号2及び番号3につきましても、関連がございますので、一括審議とさせていただきます。

事務局からの説明をお願いします。

事務局 初めに、議案第3号番号2について説明いたします。

議案第3号番号2の農地の地番は、議案書の地番の欄にあります2筆です。台帳地目、現況地目ともに畑で、計画面積は2,144平方メートルです。譲受人は、議案書にございますとおり小鹿野町の法人で、譲渡人は、議案

書にございますとおり町内在住の方であります。申請理由は一時転用の資材置場で、権利の種類は賃借権の設定・1か月間となっております。

10ページ目を御覧ください。案内図5で場所について説明いたします。申請地の場所は、この地図の右側にあります赤色で示した場所になります。具体的な場所ですが、中郷6区町民会館の東、約300メートルのところ申請地になります。

次に、議案第3号番号3について説明いたします。議案第3号番号3の農地の地番は、議案書の地番の欄にあります1筆です。台帳地目、現況地目ともに畑で、計画面積は161平方メートルです。譲受人は、議案書にございますとおり小鹿野町の法人で、譲渡人は、議案書にございますとおり町内在住の方であります。申請理由は一時転用の資材置場ということで、権利の種類は賃借権の設定・1か月間となっております。

11ページ目を御覧ください。案内図6で場所について説明をいたします。申請地の場所は、この地図の右側にございます赤色で示した場所になります。具体的な場所ですが、中郷11区横瀬町役場の南、約200メートルのところ申請地になります。

これらの農地について、秩父広域市町村圏組合水道事業が発注する配水管の布設替え工事に伴い、資材置場として一時転用したいとの申請でございます。

なお、この申請手続につきましては失念してしまっていたということで、実際には、既に資材等を置いてしまっているような状況であります。

番号2の農地区分は、申請地が中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断されます。

また、番号3の農地につきましては、申請地が第1種住居地域にあることから、第3種農地と判断されます。

以上で事務局からの説明を終わります。

議長 事務局の説明を終了します。

続きまして、担当委員の説明に移ります。

まず初めに、番号2の担当委員の関口委員、お願いします。

関口推進委員 農地利用最適化推進委員の関口です。お世話になっております。ただいま上程されました議案第3号番号2、番号3の農地法第5条の規定による許可申請について所見を申し上げます。

2月18日午前9時頃から補助委員の平沼農業委員と現地確認を行いました。番号2の場所は、町民会館の東、約300メートル進んだ国道299号線沿いの左側になります。ちょうどカーブのところですか。番号3の場所は、横瀬町役場の南、約200メートルのところになります。

申請地は、事務局の説明にもありましたとおり、秩父広域市町村圏組合が発注する水道工事に伴うもので、資材置場として一時転用するものがありますが、申請を実はしていなかったということで、実際はもう既に土砂等が仮置きしてある状態でありました。本来であれば当然許可後の施工となるわけではありますが、工事業者の担当者が申請をしたものと思い込んでおり、後になって気がついたとのことでもあります。申請していなかったことについては反省しておりますし、資材置場として一時転用することで周辺に悪影響を及ぼすことはないと考えられますので、皆様のご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議 長 ありがとうございます。

続きまして、補助委員の説明に移ります。

補助委員の番号9、平沼委員、お願いします。

平沼委員 補助委員の平沼です。上程されました議案第3号番号2及び番号3について所見を申し上げます。

2月18日午前9時頃、関口推進委員と現地確認を行いました。申請内容は、水道管布設替え工事に伴う資材置場としての一時転用ということですが、先ほどからの説明のとおり、申請をしていなかったとのことでございます。番号2、番号3ともに公共工事に伴う一時転用申請ではありますが、申請が遅れてしまったことは、事業者の人的ミスによるもので、故意ではないということでもあります。一時転用すること自体は特に問題はないと思われまますので、これらを考慮していただき、皆様にご審議をしていただければと思います。よろしくお願い申し上げます。

議 長 ありがとうございます。

以上で担当委員の所見を終了します。

暫時休憩いたします。

休 憩 午前10時55分

再 開 午前11時

議 長 では、審議に戻ります。

質疑に移ります。

質疑のある方は挙手でお願い申し上げます。

質疑なしでよろしいでしょうか。

〔「なし」〕

議長 お諮りいたします。

上程中の議案第3号番号2及び番号3につきましては、許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いいたします。

〔挙手〕

議長 多数賛成でございました。

よって、議案第3号番号2及び番号3 農地法第5条の規定による許可申請に関する件につきましては、許可相当の意見を付して県知事宛てに進達することに決定いたしました。

続きまして、議案第3号番号4につきましては、事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第3号番号4について説明いたします。

議案第3号番号4の農地の地番は、議案書の地番の欄にあります1筆です。台帳地目、現況地目ともに畑で、計画面積は500平方メートルです。

譲受人、譲渡人ともに秩父市在住の方であります。申請理由は自己用住宅で、権利の種類は所有権の移転となっております。

12ページ目を御覧ください。案内図7で場所について説明いたします。申請地の場所は、この地図の上方にあります赤色で示した場所になります。具体的な場所ですが、根古屋3区コミュニティ広場の南西、約100メートルのところが申請地になります。

この農地について、所有権の移転を行い、自己用住宅として転用をしたいとの申請でございます。

なお、今後、隣接する農地も取得し、自身が経営する洋菓子店で使用する果樹の栽培を計画しているとのことでございます。

農地区分は、申請地が中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断されます。

以上で事務局からの説明を終わります。

議長 事務局の説明を終了します。

続きまして、担当委員の説明に移ります。

担当委員の平沼委員、お願いいたします。

平沼推進委員 農地利用最適化推進委員の平沼です。上程されました議案第3号番号4農地法第5条の規定による許可申請について所見を申し上げます。

2月18日午前9時頃、補助委員の小泉農業委員と現地確認を行いました。場所は、根古屋3区のコミュニティ広場から西武線の高架をくぐり、武甲山方面に100メートルほど進んだところになります。この農地に自己用住宅の建築をしたいということで、転用申請するものであります。

なお、隣接して農地が存在しておりますが、先ほど事務局からの説明にもありましたとおり、いずれはこの農地の取得も計画しておりまして、地主の方からの承諾も得ているということでございます。転用はやむを得ないと判断されます。皆様のご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。

続いて、補助委員の説明に移ります。

補助委員6番、小泉委員、お願いいたします。

小泉委員 農業委員6番の小泉です。上程されました議案第3号番号4について所見を申し上げます。

2月18日午前9時頃、平沼推進委員と現地確認を行いました。この申請は、自己用住宅の建築に伴う転用申請であります。周囲の状況から見ましても、一般の住宅であれば特段問題はないと思います。また、隣接する農地の取得も計画しているとのことで、今後農地として維持管理していくということであれば、今回の転用はやむを得ないと判断されます。皆様のご審議のほどよろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。

以上で担当委員の所見を終了します。

続きまして、質疑に移ります。

質疑のある方は挙手をもってお願いします。

〔「なし」〕

議長 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。上程中の議案第3号番号4につきましては、許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いいたします。

〔挙手全員〕

議長 ありがとうございます。全員賛成です。

よって、議案第3号番号4 農地法第5条の規定による許可申請に関する件につきましては、許可相当の意見を付しまして県知事宛てに進達する

ことに決定いたしました。

ここで、議事録での字句の整理についてお諮りいたします。会議中の発言に際しまして、不適當あるいは不備な点がございましたら、議長において整理をさせていただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

議長 異議なしと認めます。

よって、そのように処理をさせていただきたいと思います。

本日、委員会で審議すべき議案は全て終了いたしました。これをもちまして閉会といたします。お疲れさまでございました。

(午前11時05分)